

平成28年5月 日

旭川市長
西川将人様

旭川市子ども・子育て審議会
就学前教育及び保育についての各種基準の
見直しに関する専門部会
部会長 佐藤 貴虎

就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関すること（答申）

平成27年度第3回旭川市子ども・子育て審議会において諮問のあった事項について、
次のとおり答申します。

- 1 就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関すること（別紙のとおり）

就学前教育及び保育についての各種基準の見直しについて（答申）

市から提示のあった２項目について次のとおり答申する。

（１） 国における幼児教育の無償化に係る取組への対応等について

・「旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減」について国の負担軽減と同等の軽減を実施すること、「幼稚園就園奨励費補助」について国どおりの負担軽減を実施すること及び「認可外保育施設利用者の保育料負担軽減」について国の負担軽減を踏まえて負担軽減を実施することについての市の考え方は妥当である。

なお、新たな多子軽減の適用を受ける者と、従来の多子軽減を受ける者の基準が異なることから、表記方法等について整理し誤解のないように周知を行うこと。

（２） 国における保育士配置基準に係る弾力化への対応等について

・「朝夕の保育士（保育教諭）配置要件弾力化」、「幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用」及び「研修代替要員等の加配人員における保育士（保育教諭）以外の人員配置の弾力化」についての運用として、原則、子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者を対象とし、保育の質の確保を図った上で保育士配置基準の弾力化を実施する市の考え方は妥当である。

・「旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の改正案」についての市の考え方は妥当である。

なお、子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者などの配置にあたり、配置後の質の向上に繋がる継続的な研修等についても今後検討が必要であると考えます。